

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 <b>炭疽生ワクチン</b></p> <p>動生剤基準の炭疽生ワクチンの3.4.3に規定するところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部 <b>炭疽生ワクチン</b></p> <p>動生剤基準の炭疽生ワクチンの<u>3.4.2、3.4.3及び3.4.4</u>に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。</p>